

【ひろば型】

No.	内 容	自治体名	回 答
職員配置			
1	ひろば型の従事者について、現在、子育てアドバイザー1名配置しているが、他の1名については、数名での交代による常時1名配置の体制でも可能か。	熊本県植木町	開設している時間帯においては、常に専任の従事者2名以上配置すること。従事者については、ひろばのスタッフとして責任を持って事業に関わることができる者であること。なお、交代制による配置は差し支えない。
2	実施要綱案によると、出張広場を実施する際にはひろば型の職員が必ず1名以上、出張広場の職員を兼務することになっているが、ひろば型の職員が2名で、そのうちの1名がひろば型の職員を兼務する場合、ひろば型と出張ひろばを同時に実施することは不可能と解釈してよいのか。	静岡県、静岡県川根元町、宮城県、大阪府	ひろば型、出張ひろばとも、開設している時間帯においては、常に専任の従事者2名以上配置すること。なお、従事者については、ひろばのスタッフとして責任を持って事業に関わることができる者であること。この要件を満たさない場合は、同時に実施することは不可能となる。（ひろば型と出張ひろばの開設については、同時に実施してもよいし、ひろば型を開設していない曜日に出張ひろばを開設してもよい。）
3	ひろば型で、出張ひろばを実施する場合、ひろば型の職員1名が兼務することとされているが、これは、出張ひろば開催時は、この兼務職員が、出張ひろばに毎回出向く必要があるということになるか。この場合、出張ひろばには、この兼務職員を含めて、2名以上のスタッフが配置されればよいが、それとも兼務職員を除いて、2名以上のスタッフの配置が必要となるか。	徳島県	ひろば型の職員が1名以上出張ひろばに出向くこととなる。また、当該職員を含めて2名以上の従事者の配置が必要となる。
4	子育ての知識と経験を有する専任のものがあるが、資格等の要件はないと判断してよいか。	大阪府、北海道砂川市、宮城県延岡市、石川県かほく市	資格要件はない。
5	「専任の者」は、子育て支援のNPO法人の役員などであれば、その要件を満たすか。	茨城県水戸市	専任の者とは、ひろばの開設時間中、事業に専任で従事する者のことである。

No.	内 容	自治体名	回 答
6	専任の者を2名以上配置することとしているが、6 - (1)留意事項において「事業に従事する者(学生等ボランティアを含む。)」とある。また一覧表においても「従事者」という表現が使われているが、従事者は「職員」でなくても構わないと考えてよいのか。また、民生委員・児童委員や地域の団体の中から毎日2名ずつ交代で「ひろば」の見守りをする場合も、従事者要件を満たすと考えてよいのか。	広島市	実施要綱案6(1)でいう「事業に従事する者」は、職員やボランティアを含む。また、「ひろば型」のスタッフは、交代制による配置でも差し支えないが、専任の従事者であることが要件であり、開設時間帯においては常に2名以上配置すること。なお、従事者については、ひろばのスタッフとして責任を持って事業に関わることができる者であること。
7	「子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上(非常勤でも可)」と示されているが、ボランティアに支えられている形式で運営しており、職員は専任が1名又は兼任が2名といったケースでは補助対象外か。	北海道砂川市、宮崎県延岡市	開設している時間帯においては、常に専任の従事者2名以上配置すること。なお、従事者については、ひろばのスタッフとして責任を持って事業に関わることができる者であること。
8	職員配置等に関し実施要綱上の要件から外れるため、地域子育て支援拠点事業の対象外となった場合、類似の事業として、次世代ソフト交付金の「その他の事業」として、財政支援を受けることは可能か。	北海道砂川市、宮崎県延岡市	地域の特性や創意工夫を活かした事業と考えられれば可能である。
9	従来つどいの広場事業では「専任の者を新たに配置」となっていたが、今回「2名以上」となったのはなぜか。「専任の者を2名以上(非常勤でも可)」としているが、「週3日以上、かつ、1日5時間以上」の間において常に2名以上の体制を必要とするのか。現段階では職員が1名であっても経過措置として認められないか。	東京都、岡山県真庭市、山口県下関市、岡山県、愛知県春日井市、松山市、鳥取県吉賀町、島根県出雲市、石川県宝達志水町	交付金から補助金に移行したことに伴い、職員配置の要件について整理を行った。また、開設している時間帯においては、常に専任の従事者2名以上配置すること。なお、従事者については、ひろばのスタッフとして責任を持って事業に関わることができる者であること。
開設時間			
10	ひろば型の実施要件に「原則として、週3日以上、かつ1日5時間以上開設」とあるが、施設を他の事業と共用利用しているため、週2日ほど、開設時間を短くせざるを得ない。このため、他の日の開設時間を長くし、平均すると1日5時間の開設時間を確保することとしたいが、ひろば型の実施要件を満たすものとして考えてよいのか。	山口県	週3日以上、1日5時間以上の開設が実施要件である。
11	ひろば型の開設時間について、1日5時間以上とあるが、5時間は連続したもののか。例えば、午前10時から2時間、午後1時から3時間の計5時間でも可能か。	埼玉県坂戸市	連続していなくてもよい。質問の場合でも可能。

No.	内 容	自治体名	回 答
実施場所			
12	保育所、児童福祉施設、医療施設、幼稚園内の余裕スペースでの実施は可能か。	茨城県常陸太田市、大阪府、宮崎県延岡市、岐阜県海津市、東広島市、雲南市、三重県、静岡県島田市、岡山県、東京都目黒区	子育て親子が集う場として適した場所である等、要綱上の要件を満たせば可能である。

No.	内 容	自治体名	回 答
13	複数の子育て支援グループ（仮にA、B、Cという）が同一の施設でそれぞれ週1回ずつ活動している状況で、A、B、Cの活動を組み合わせることにより、全体としてひろば型に合致した実施内容となる場合、委託契約をABCそれぞれと締結したとしても、週3日実施として補助申請することは可能か。	相模原市	認められない
出張ひろば			
14	「出張ひろば」と「地域の子育て力を高める取り組み」は、必須条件でしょうか。また、出張ひろばの意義をご教示願いたい。	静岡県富士宮市、鳥取県日南町、岡山県、愛知県刈谷市、千葉市	必須条件ではなく、地域の実情やニーズに応じて実施されたい。出張ひろばについては、ひろばの数が不足しており、子育て親子が利用したくても、利用できない地域等において、公共施設等を活用し、ひろば型と同様の事業を実施していただくものである。なお、実施に当たって、出張ひろば開設後に実施場所を変更しても差し支えないこととしているので、地域の実情やニーズを十分把握した上で実施されるようお願いしたい。
15	出張ひろばが翌年度に「ひろば型」に移行できない場合は、補助金の返還になるのか。また、ひろば型への移行を前提としない出張ひろばは、補助対象とならないのか。	大阪市、茨城県水戸市、千葉市、茨城県常陸太田市、和歌山県、三重県、京都府、東大阪市、神戸市、大阪府、福井県	出張ひろばについては、翌年度ひろば型への移行を前提として、初年度のみ加算の対象となる。なお、やむを得ない理由により、翌年度ひろば型へ移行できなかった場合、補助金の返還にはならない。また、ひろば型への移行を前提としない出張ひろばは、補助対象とならない。
16	出張ひろばについては、2人以上の職員配置が必要か。	長崎県、三重県	ひろば型と同様
17	社会福祉法人等に委託して事業を実施する場合、出張ひろばの実施については、ひろば型の実施の委託を受けた社会福祉法人等に限定されるのか。	福井県	ひろば型の実施の委託を受けた団体に限定される。
18	ひろば型の出張ひろばについて、ひろば実施保育園の分園への出張もOKか。その場合、翌年度は本園とは別に、分園でのひろば実施もOKか。	東京都日野市	要件を満たせば、可能である。

No.	内 容	自治体名	回 答
19	<p>出張ひろばの職員配置については、ひろば型の兼務職員 1 名以上を含め、2 名以上の配置で足りるのか。あるいは、兼務職員の他に 2 名以上の配置が必要となるのか。</p> <p>上記の配置の関連で、ひろば型の職員が 1 名以上必ず出張ひろばの職員を兼務しなければならないとなっているが、ひろば型開設時間内は、常時 2 名以上配置が必要と思われるので、ひろば型と出張ひろばの開設日が重複した場合の職員配置はどう対応すべきか。（兼務であるため 1 名換算されるのであれば、出張ひろば開設時間内は、こちらの人員として考えるのか。）</p>	和歌山県	<p>兼務職員を含めて 2 名以上の従事者を配置することが要件。</p> <p>ひろば型と出張ひろばの開設日が重複してもよいが、ひろば型、出張ひろばとも従事者 2 名以上の配置が要件となるため、人員の確保が必要となる。</p>

No.	内 容	自治体名	回 答
地域の子育て力を高める取組			
20	<p>アは、学生ボランティア以外（例えば市民ボランティア）の受入をする場合は、加算の対象として問題ないか。また、受入人数の下限はないのか。</p> <p>エ「公民館、街区公園（児童遊園）、プレーパーク等の・・・必要な支援や見守り等を行う取組」と出張ひろば加算との整合性はどのようになるのか。</p>	大阪府	<p>中・高校生、大学生（休学中の者等含む）に限定される。受入人数の下限は設定していない。</p> <p>出張ひろばは、ひろば型と同様の事業であり、エの加算とは内容的に異なる。</p>
21	ア～エの実施頻度はどの程度行えば加算を認めることができるか。（年に回以上、月に回以上など）また、1回あたりの時間（最低何時間以上等）の基準はあるのか。	長崎県、岡山県、岐阜県、三重県桑名市、下関市、茨城県水戸市、福島県、静岡県、三重県、香川県、千葉市	アについては、恒常的（ローテーションのような形で）に事業に従事するものであり、夏休みや休学期間等の受入のみでは対象とならない。イ・ウについては月1回以上、エについては、週1回以上の実施が要件となる。（ちなみに、例えば、イ、ウについて年12回、エについて月4回といった通算での換算では要件を満たすことにはならない。）なお、1回あたりの基準は設定していない。
22	ボランティアの養成とはどのようにすすめていくのか。	三重県桑名市	講座・研修等の実施や職員やスタッフと業務に従事する中で関わりのによって、理解や経験等を身につける場合も養成といえる。
23	「日常的な中高大学生のボランティアの受け入れ・養成を行う積極的な取組みの実施」とあるが、日常的な受け入れとは、どの程度をいうのか。また、日常的に受け入れられる体制をとっておけば可ということか、あるいは、具体的な受け入れ目標件数が今後定められていくのか。	石川県七尾市、埼玉県鳩山町	<p>学生等ボランティアが恒常的に（例えばローテーションのような形で）実際に従事している場合は対象となり、一時的（例えば、夏休みや休学期間等）な受入のみの場合は対象とならない。</p> <p>また、実際に1名以上受け入れた場合に補助対象となる。具体的な受入目標件数については、拠点毎に設定されたい。</p>
24	地域の子育て力を高める取組みについては、ア～エ全てを実施しなければならないのか。一部だけでもいいのか。	岡山県	「地域の子育て力を高める取組み」については、必須事業ではないため、一部の実施でも差し支えない。積極的な実施をお願いしたい。

No.	内 容	自治体名	回 答
25	本市は「ひろば」の運営については民間団体等に委託しており、今回示されている「ひろば型」の「地域の子育て力を高める取組み」の中の一部は「ひろば」の機能としているが、実施主体である行政が実施しているところである。この場合、補助は認められるのか。	福岡市	認められない。ひろば型において実施する取組として、加算されるものである。
26	地域の子育て力を高める取組については、19年度次世代ソフト交付金の「子育てパパ応援事業」や「その他、創意工夫のある取組」に該当する場合があると考えられるが、どのように整理したらよいか。	香川県、三重県	地域子育て支援拠点事業の対象となるため、ソフト交付金事業の対象とならない。
27	地域の子育て力を高める取り組み中のアの中・高校生、大学生ボランティアは、有償でもかまわないのか。	岡山県	有償でもよい。
設備			
28	現在の地域子育て支援センター（小規模型指定施設）において、授乳コーナーや流し台などを専用の設備を設けていない場合、ひろば型に移行した際には設置する必要があるか。現在の保育園の設備を兼用してもよいか。	静岡県富士市、岡山県、松山市	保育所本体に影響が生じなければ兼用可
29	「概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度以上の広さ」とは、どんな基準で何㎡程度を想定しているのか。	富山県砺波市	㎡数の基準はないため、実態に即して判断していただきたい。
対象経費・補助基準額			
30	平成17年度に次世代育成支援対策交付金となる以前の補助事業（つどいの広場事業）では、当初、ひろばスペースの賃借料は対象経費にならなかったが、今回の補助事業では、対象となりうるという解釈でよいか。	香川県、静岡県島田市、松山市	対象となる。
31	平成16年度特別保育事業費等補助金交付要綱では、つどいの広場事業の1か所当たりの基本額が4,997,000円となっている。今回の要綱案では、5日型の1か所当たり年額が4,355,000円で約64万円ほど減っている。事業量は変わっていないのに、どの様な理由で約64万減額されるのかご教示いただきたい。	大阪市	つどいの広場事業と地域子育て支援センター事業を再編する中で、ひろば型の補助基準額については、開設日数による基本分と出張ひろばや地域の子育て力を高める取組の実施による加算分を設定し、地域の子育て支援の積極的な実施度合いにより、補助基準額の差を設けている。

No.	内 容	自治体名	回 答
32	地域の子育て力を高める取組の実施に係る加算分について、具体的に事業にかかる経費とはどのようなものを想定されているのかご教示いただきたい。	大阪市	賃金や旅費等事業実施に必要な経費を想定している。
その他			
33	実施要綱（案）では、「ひろば型」事業の従事者において、「子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（2名）」とされているが、新年度予算編成時における職員の配置の要件が「当該事業に係る専任の者を新たに配置すること。」であったことから、専任者1名で予算措置をしている。ついては、今年度に限り地域子育て支援拠点事業再編前のつどいの広場事業の経過措置期間の有無、及び事業が4月1日から開始されないと補助事業対象になり得ないのかまた、補助対象要件として利用者数が勘案されるか。また、要綱の施行日等についてご教示願いたい。	埼玉県行田市	つどいの広場事業として経過措置は設けない。また、4月1日からの開始でない場合には、補助基準額に開始月からの実施月数を乗じた額が基準額となる。また、利用者数は要件とはしない。なお、施行日は4月1日となる予定。
34	実施要綱において、ひろば型は「複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施すること」とあるが、市町村内に1か所の設置ということか。	茨城県常陸太田市、長野県岡谷市	地域の子育て支援の拠点として、子育て親子が「ひろば型」を利用した場合に、4つの基本事業であるサービスの提供を全て受けることができないならないという趣旨であり、市町村内に1か所の設置という意味ではない。
35	ひろば型で土曜日実施の場合の加算はなくなってしまったのか。	栃木県大田原市	土日の加算は廃止となる。
36	一時預かり事業、障害児児童クラブなどの事業を併せて実施することは可能か。	静岡県富士宮市	実施することは可能である（一時保育の要件を満たすことが必要である）。